

[事案 2019-9] 契約解除取消等請求

・令和元年8月16日 和解成立

<事案の概要>

募集人の指示を受けて告知したことを理由に、告知義務違反による契約解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

入院して手術を受けたことから、平成29年6月に銀行を募集代理店として契約した医療保険にもとづき入院給付金および手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金は支払われなかった。しかし、契約時、告知書作成にあたっては募集人に相談し、指示された箇所に記入したことから、契約解除を取り消して、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人が告知に関して不適切な取扱いをしたとは認められず、また、入院・手術の内容と不告知の事実については因果関係があるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知に際して募集人が誤った指示等を行ったとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、告知書の告知対象となる事実の有無を選択する欄において「はい」を選択したものの、その詳細記入欄を取り違えて別の欄に記入しており、その経緯は明らかではないが、本事案において募集人は上記の詳細記入欄における記入漏れを容易に把握できたのに、その事実を指摘していなかった。
- (2) 保険会社は、契約引受けの審査において、所定の欄に記入されるべき詳細が記入されていないことを知り得たのに、各欄に記入された（あるいは記入されていない）内容のみにもとづき審査をしており、そのこと自体が不適切とはいえないものの、再告知を求める対応が望ましかったといえる。